

令和7年度  
福井市中小企業者等融資制度の手引き

**福井市**

# 目 次

## 福井市制度融資

### 1. 福井市中小企業者等融資制度について（共通）

1-1. 語句の定義	1
1-2. 融資の申請、条件変更、取り下げ等	6
1-3. 許認可を必要とする主な業種	8
1-4. 経営アドバイス	10
1-5. 保証料補給	11

### 2. 制度別融資概要

2-1. 共通要件	13
2-2. 制度別概要	
■小規模企業者サポート資金	15
■SDGs 推進サポート資金	16
■経営安定借換資金	17
■観光関連事業資金	20
■創業支援資金（若者・女性等）	22

### 3. 各種様式集

3-1. 各種必要様式一覧	24
3-2. 制度融資申請	
■中小企業者等融資申請書（共通）	25
■融資制度別 様式	28
■経営アドバイス申込書	44
■アンケート	45
3-3. 金融機関等の報告書類	
■条件変更申請書	46
■融資取下書	47
■融資状況表	48

# 1. 福井市中小企業者等融資制度について（共通）

福井市中小企業者等融資制度は、市内の中小企業者等に必要な事業資金の融資を行うことにより、中小企業者等の事業の円滑化と健全な育成に寄与することを目的としています。

## 1-1. 語句の定義

### 1 中小企業者

「中小企業者」とは、次に掲げるものをいう。

#### (1) 会社及び個人

業種	資本金(出資金)	常時使用する従業員数	備考
製造業等 (建設業・運送業、不動産業を含む)	3億円以下	300人以下	中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第1項第1号
卸売業	1億円以下	100人以下	
小売業	5,000万円以下	50人以下	
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下	法第2条第1項第2号
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
旅館業	5,000万円以下	200人以下	
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下	法第2条第1項第5号

※「資本金または出資金」、「常時使用する従業員数」のいずれか一方が該当すれば対象。

個人については、従業員数のみ該当すれば対象。

※常時使用する従業員には以下は含まない。

- ・個人事業主と生計を一にしている三親等以内の親族
- ・会社の役員

なお、名目は臨時雇用であっても、実質常雇的な者は常時使用する従業員に含める。

※宗教法人、学校法人、社会福祉法人、民法上の公益法人等は該当しない。

※ゴム製品製造業は、自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

※個人については、主たる事業収入が当該事業の収入であること

#### (2) 組合

組合の種類	備考
中小企業等協同組合 等	法第2条第1項第3号
協業組合	法第2条第1項第4号
商工組合、同連合会	法第2条第1項第7号
商店街振興組合、同連合会	法第2条第1項第8号
生活衛生同業組合同小組合および同連合会	法第2条第1項第9号
酒造組合、同連合会および酒造組合中央会	法第2条第1項第10号

#### (3) 特定非営利活動法人

業種	従業員数	備考
小売業	50人以下	法第2条第1項第6号
卸売業、サービス業	100人以下	
上記以外	300人以下	

※小規模企業者サポート資金、創業支援資金を除く。

## 2 小規模企業者

「小規模企業者」とは、「中小企業者」のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 会社および個人。

業 種	従業員数	備考
製造業その他	20 人以下	法第 2 条第 3 項第 1 号
卸売業、小売業、サービス業	5 人以下	法第 2 条第 3 項第 1 号及び第 2 号
うち宿泊業、娯楽業	20 人以下	
医業を主たる事業とする法人	20 人以下	法第 2 条第 3 項第 6 号

(2) 組合

組合の種類	備 考
事業協同小組合	法第 2 条第 3 項第 3 号の規定による
企 業 組 合	法第 2 条第 3 項第 4 号の規定による
協 業 組 合	法第 2 条第 3 項第 5 号の規定による

(3) 特定非営利活動法人 法第 2 条第 3 項第 7 号の規定による

◇各業種に含まれる範囲（日本標準産業分類に基づく）

業 種	業種に含まれる範囲	
小 売 業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち	
	・各種商品小売業	・織物・衣服・身の回り品小売業
	・飲食料品小売業	・機械器具小売業
	・その他の小売業	・無店舗小売業
	大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち	
	・飲食店	・持ち帰り・配達飲食サービス業
卸 売 業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち	
	・各種商品卸売業	・繊維・衣服等卸売業
	・飲食料品卸売業	・建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	・機械器具卸売業	・その他の卸売業
サービ業	大分類 G（情報通信業）のうち	
	・放送業	・情報サービス業
	・映像情報製作・配給業	・音声情報制作業
	・広告制作業	・映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス
	大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち	
	・駐車場業	・物品賃貸業
	大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業）	
	大分類 M（宿泊業・飲食サービス業）のうち	
	・宿泊業	
	大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）※ただし、娯楽業、旅行業は除く	
	大分類 O（教育、学習支援業）	
	大分類 P（医療、福祉）	
	大分類 Q（複合サービス事業）	
大分類 R（サービス業<他に分類されないもの>）		
製造業 その他	・上記以外の全て	

### 3 運転資金

物品の仕入資金、手形決済資金、人件費等で事業者がその事業を継続して営むために必要な資金をいう。

#### 対象外となる資金

- ・有価証券購入等の投機的な資金
  - ・転貸資金
  - ・主に市外の事業所等で必要となる資金
  - ・旧債務の返済資金
- (ただし、経営安定借換資金を除く。)

### 4 設備資金

固定的かつ耐久的な設備の導入に必要な資金をいう。

#### 対象外となる資金

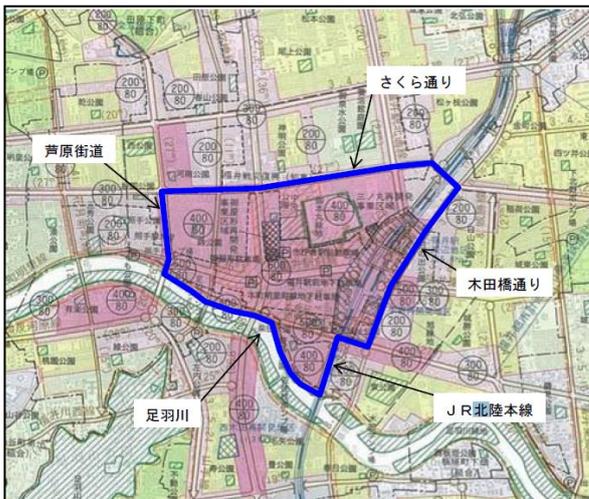
- ・市外に当該設備を設置するための資金
- ・既に支払い済みの設備に対する資金
- ・投機を目的とした不動産等購入資金

(ただし、事業用施設に伴う土地取得の場合は、用途及び面積が現行事業の実施に必要な範囲内のものであり、かつ、事業計画が具体化しており、取得後速やかに事業の用に供されることが明らかなものに限り対象とする。なお、不動産業については、投機目的以外のものに限り、運転資金として対象とする。)

### 5 中心市街地

「福井市都市計画マスタープラン」で定める、JR福井駅を中心とした、多様な都市機能が集積する約105haの区域をいう。

◇中心市街地の境界となる部分(下図の太線で囲まれた区域内)



東	木田橋通り ((都)東口都心環状線、(都)日之出志比口線)、JR北陸本線
南	足羽川
西	芦原街道 ((主)福井加賀線)
北	さくら通り ((県)吉野福井線、(県)殿下福井線)

### 7 保証協会

福井県信用保証協会をいう。

## 8 融資取扱金融機関

福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、福井信用金庫、越前信用金庫、  
北國銀行、商工組合中央金庫、三井住友銀行、福井県信用農業協同組合連合会  
(県内に所在する店舗)

## 9 直近の市税納税証明書

直近の市税納税証明書とは、次のものをいう。

- 【必要とする年度】・発行日が4月～9月の場合 : 前年度の納税証明書  
・発行日が10月～3月の場合 : 当年度の納税証明書  
【有効期限】 発行から3ヶ月以内

### 直近の市税納税証明書が取得できない場合

非課税、課税確定前、創業後1年未満などの理由により、直近の市税納税証明書が取得できない場合は、次のいずれかの書類を提出する。

#### (1) 前年度の市税納税証明書

※直近の納税証明書が取得できない理由を納税証明書の余白に記載し、署名、押印して提出してください。

#### (2) 代表者個人の市税納税証明書

(法人成りや創業後間もないため、納税証明書が発行できない場合のみ)

※直近の納税証明書が発行できない理由を納税証明書の余白に記載し、署名、押印して提出してください。

#### (3) 市税の滞納がないことの証明書 ((1) (2) でない場合)

福井市役所本館2階の納税課窓口で取得してください。サービスセンター等では発行できません。

## 10 決算書

貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳書の3点を添付。(個人の場合は確定申告書)

## 11 登記事項証明書

法務局が発行する現在事項証明書、履歴事項証明書をいう。

発行から3ヶ月以内のものを提出すること。

## 12 預託金

制度融資利用の際に、一定額を金融機関に預ける財源のことをいう。9月末の制度融資残高を基準に金額を決定し、翌年4月1日に制度融資取扱金融機関に預託する。

〈預託割合〉

制度	金融機関：福井市
小規模企業者サポート資金	3 : 1
SDGs推進サポート資金	4 : 1
経営安定借換資金	4 : 1
観光関連事業資金	2 : 1
創業支援資金(若者・女性等)	2 : 1

## ■ 語句の定義 Q & A

Q：併用資金（運転資金と設備資金）の申し込みはできるのか。

A：できません。それぞれの資金で申し込みをしていただく必要があります。

Q：市内の事業者であれば、市外に設備を設置する場合も融資対象となるのか。

A：対象となりません。設備の設置場所は市内であることが必要です。

Q：土地の購入代金も設備資金としてみなすことができるか。

A：設備資金としてみなすことができます。ただし、用途及び面積が現行事業の実施に必要な範囲内のものであり、事業計画が具体化しており、取得後1年以内に事業用として使用することが明らかなものに限りです。

※設備資金の対象とならない例

- ・購入した土地を速やかに事業用を使用しない場合（例.1年後に使用するなど）
- ・舗装せずに駐車場として使用するための土地の購入
- ・事業の実施に必要な範囲が明確に区分されていない場合

Q：不動産の場合、売買目的の土地・建物購入費用は設備資金としてみなすのか。

A：不動産の場合、土地・建物の売買は営業活動の一環であるため、設備資金ではなく運転資金とみなします。

ただし、自社ビル用、または賃貸を目的として購入する場合は、設備資金とみなします。

Q：車輛の購入は保証の対象の設備となるか。

A：車種によっては保証対象外となる場合があります。融資申請の前に保証協会と協議してください。

また、私用と兼用の車輛は対象外となります。

Q：設備資金の限度額は。

A：各制度の設備限度額かつ設備見積書の税込金額が上限となります。

Q：建物の改装・設備の修繕費用は設備資金としてみなすことができるのか。

A：対象となります。

Q：賃貸の敷金・礼金は設備資金としてみなすことができるのか。

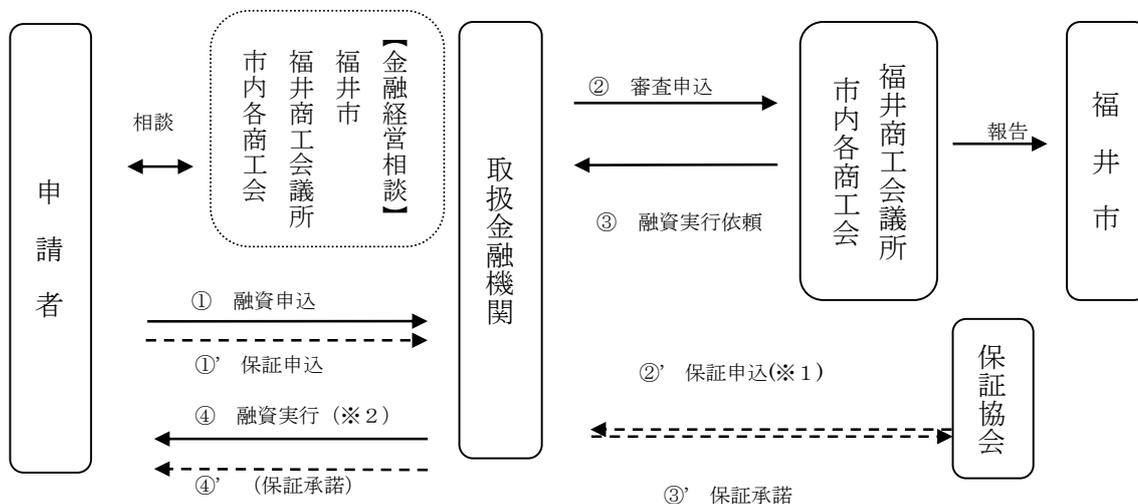
A：敷金は設備資金ですが、礼金は運転資金となります。（家賃、保険料も運転資金）

## 1-2. 融資の申請、条件変更、取り下げ等

### 融資申請の流れ

#### 事前審査なしの場合

〔小規模企業者サポート資金、SDGs推進サポート資金、経営安定借換資金、創業支援資金（若者・女性等）〕

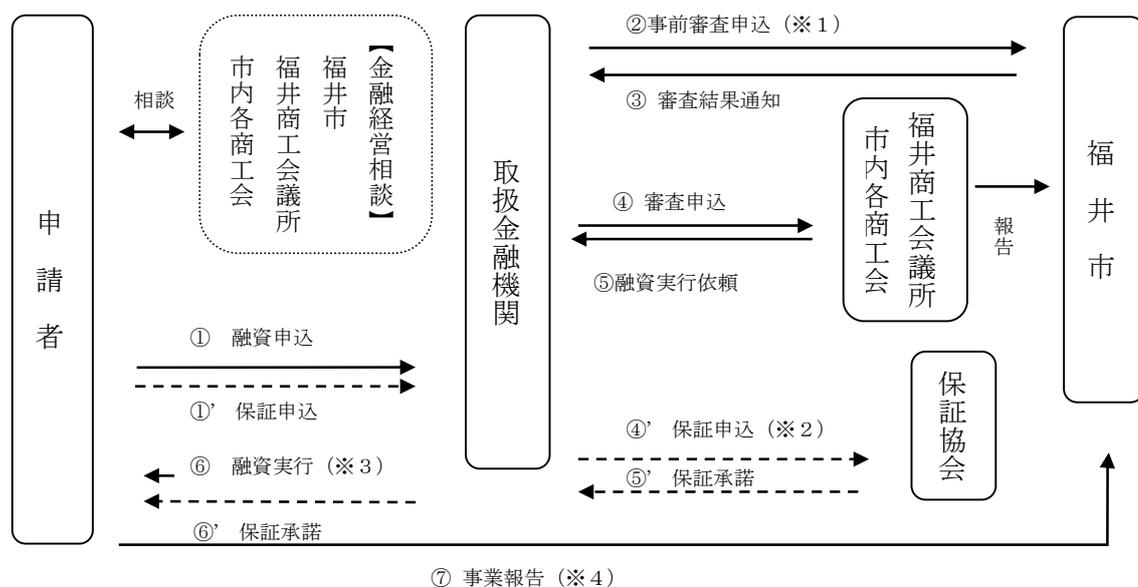


※1 保証協会の保証を付す場合は、②の審査を終え、受付印が押印された融資申請書(写)を添付し、保証申込をする。

※2 申請内容に変更が生じた場合は条件変更申請書を、融資実行をしなかった場合は制度融資取下書を、福井商工会議所又は市内各商工会まで提出する。

#### 事前審査ありの場合

〔観光関連事業資金〕



※1 福井市へ各制度の「事前審査」欄に記載の書類を提出する。

※2 保証協会の保証を付す場合は、④の審査を終え、受付印が押印された融資申請書(写)、事前審査(写)を添付し、保証申込をする。

※3 申請内容に変更が生じた場合は条件変更申請書を、融資実行をしなかった場合は制度融資取下書を、福井商工会議所又は市内各商工会まで提出する。

※4 、概ね融資実行1年後に福井市へ事業報告書を提出する。

## 2 融資状況報告

融資取扱金融機関は、融資を実行したときはその融資実績について毎月集計し、その翌月の10日までに『福井市融資状況表』を福井商工会議所 金融・会計相談課へ提出してください。  
なお、融資を受けた者に事故が発生したときは、速やかに報告してください。

## 3 融資条件の変更・取り下げ

### (1) 融資条件の変更

融資申請後に融資条件を変更するときは、『福井市制度融資に係る条件変更申請書』を、福井商工会議所 金融会計・相談課へ提出してください。(融資制度の条件内での変更に限る。)

### (2) 融資申請の取り下げ

融資申請後に融資を実行できないことが決定したときは、必ず『福井市制度融資取下書』を福井商工会議所 金融・会計相談課へ提出してください。

## 4 融資金の返還等

融資を受けた者が次のいずれかに該当するときは、融資の取消し、融資額の変更、融資金の全部(又は一部)の返還のいずれかを命じます。

- ・虚偽の申込みによって融資を受けたとき。
- ・正当な理由なく、工事が著しく延滞し、完成の見込みがないとき。
- ・正当な理由なく、融資金の償還を怠ったとき。
- ・融資の対象となったものに要した費用が、査定額に達しないとき。
- ・第三者へ転貸したとき。
- ・融資の償還前に融資金の運用の停止又は融資金にて導入した設備等の譲渡、貸与、売却、設置場所の変更、改造その他の処分をしたとき。
- ・組合が解散し、又は組合員がその事業を廃業したとき。
- ・融資制度の要件を満たさなくなったとき。
- ・その他、市長の指示に従わないとき。

## ■融資の申請、条件変更、取り下げ等 Q & A

Q：受付に日数はかかるか。

A：融資審査機関において、要件が確認でき、かつ添付書類に不備がなければその場で受付となります。ただし、事前に計画書の審査がある次の資金については2日～1週間を要します。

事前審査対象制度：観光関連事業資金

Q：保証協会から融資額を減額されたが、市への申請はどのようにすれば良いのか。

A：福井商工会議所又は市内各商工会に「福井市制度融資に係る条件変更申請書」を提出してください。

Q：市制度融資の償還が延滞している場合、どのように対処したらよいか。

A：延滞が発生した場合は、毎月の「融資状況表」の延滞者欄に必ず記載して報告してください(初回のみ報告してください)。

なお、延滞の関係で毎月の償還額を変更する場合は、「融資状況表」への記載と併せて、「福井市制度融資に係る条件変更申請書」及び変更後の返済予定表を福井商工会議所又は市内各商工会へ提出してください。

### 1-3. 許認可を必要とする主な業種

業 種	許可権者等	許可等	根 拠 法	有効期限
食料品製造業	知事 (保健所長)	許可	食品衛生法(55条)	5年を下らない期間 (注11)
食料品販売業	知事 (保健所長)	許可	食品衛生法(55条)	
飲食店	知事 (保健所長)	許可	食品衛生法(55条)	
建設業	国土交通大臣又は知事	許可	建設業法(3条)	5年
一般旅客自動車運送事業	国土交通大臣	許可	道路運送法(4条)	-
一般貸切旅客自動車運送事業		許可	道路運送法(4条、8条)	5年 (注6)
特定旅客自動車運送事業	国土交通大臣	許可	道路運送法(43条)	-
自家用有償旅客運送事業	国土交通大臣	登録	道路運送法(79条)	2年又は5年 (更新時2年 3年又は5年) (注10)
一般貨物自動車運送事業	国土交通大臣	許可	貨物自動車運送事業法(3条)	-
特定貨物自動車運送事業	国土交通大臣	許可	貨物自動車運送事業法(35条)	-
旅館業	知事又は市長	許可	旅館業法(3条)	-
古物営業	公安委員会	許可	古物営業法(3条)	-
薬局	知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(4条)	6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造販売業	厚生労働大臣又は知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(12条)	5年又は6年 (注1)
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く)	厚生労働大臣又は知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条)	5年又は6年 (注2)
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合に限る)	厚生労働大臣	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条の2の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	厚生労働大臣又は知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造業	厚生労働大臣	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2の3)	5年
再生医療等製品製造販売業	厚生労働大臣又は知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の20)	5年
再生医療等製品製造業	厚生労働大臣	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の22)	5年
医薬品販売業	知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(24条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業(注4)	知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
医療機器修理業	厚生労働大臣又は知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の2)	5年
再生医療等製品販売業	知事	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の5)	6年
一般廃棄物処理業	市町村長	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2年
産業廃棄物処理業	知事	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年 (更新時5年 又は7年) (注3)
特別管理産業廃棄物処理業	知事	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)	5年 (更新時5年 又は7年) (注3)
有料職業紹介事業	厚生労働大臣	許可	職業安定法(30条)	3年 (更新時5年)
病院、診療所、助産所	知事又は市長	許可	医療法(7条)	-
宅地建物取引業	国土交通大臣又は知事	免許	宅地建物取引業法(3条)	5年
酒類製造業	税務署長	免許	酒税法(7条)	-
酒母・もろみ製造業	税務署長	免許	酒税法(8条)	-
酒類販売業	税務署長	免許	酒税法(9条)	-

第1種高压ガス製造業	知事	許可	高压ガス保安法(5条)	-
液化石油ガス販売業	経済産業大臣又は知事	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)	-
労働者派遣事業(注5)	厚生労働大臣	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(5条)	3年 (更新時5年)
家畜商	知事	免許	家畜商法(3条)	-
浄化槽清掃業	市町村長	許可	浄化槽法(35条)	期限を付すことができる (概ね2年)
興行場	知事又は市長	許可	興行場法(2条)	-
浴場業	知事又は市長	許可	公衆浴場法(2条)	-
測量業	国土交通大臣	登録	測量法(55条)	5年
砂利採取業	知事	登録	砂利採取法(3条)	-
採石業	知事	登録	採石法(32条)	-
建築士事務所	知事	登録	建築士法(23条)	5年
電気工事業	経済産業大臣又は知事	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年
自動車特定整備事業	地方運輸局長	認証	道路運送車両法(78条)	-
揮発油販売業	経済産業大臣	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	-
揮発油特定加工業	経済産業大臣	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	-
軽油特定加工業	経済産業大臣	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)	-
住宅宿泊事業	知事	届出 (注7)	住宅宿泊事業法(3条)	-
接待飲食等営業(注8)	公安委員会	許可	風営法(3条)	-
遊技場営業(注9)	公安委員会	許可	風営法(3条)	-
包括信用購入あっせん業 (少額包括信用購入あっせん業を除く。)	経済産業大臣	登録	割賦販売法(第31条)	-
包括信用購入あっせん業 (少額包括信用購入あっせん業に限る。)	経済産業大臣	登録	割賦販売法(第35条の2の3)	-
クレジットカード番号等取扱 規約締結事業	経済産業大臣	登録	割賦販売法(第35条の17の2)	-
個別信用購入あっせん業	経済産業大臣	登録	割賦販売法(第35条の3の23)	3年
金融商品取引業、投資助言・ 代理業、投資運用業	内閣総理大臣	登録	金融商品取引法(第29条)	-
適格機関投資家等特例業務	内閣総理大臣	届出 (注12)	金融商品取引法(第63条)	-
海外投資家等特例業務	内閣総理大臣	届出 (注12)	金融商品取引法(第63条の9)	-
移行期間特例業務	内閣総理大臣	届出 (注12)	金融商品取引法(附則第3条の3)	-
商品先物取引業	農林水産大臣、経済産業大臣	許可	商品先物取引法(第190条)	6年
商品投資顧問業	農林水産大臣、経済産業大臣	許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律(第3条)	6年
特定店頭商品デリバティブ取 引業	農林水産大臣、経済産業大臣	届出 (注12)	商品先物取引法(第349条)	-
商品先物取引仲介業	農林水産大臣、経済産業大臣	登録	商品先物取引法(第240条の2)	6年
資金移動業	内閣総理大臣	登録	資金決済に関する法律(第37条)	-
自家型前払式支払手段発行業	内閣総理大臣	届出 (注12)	資金決済に関する法律(第5条)	-
第三者型前払式支払手段発行 業	内閣総理大臣	登録	資金決済に関する法律(第7条)	-
金融商品仲介業	内閣総理大臣	登録	金融商品取引法(第66条)	-
有価証券等仲介業	内閣総理大臣	登録	金融サービスの提供に関する法律(第12条)	-

(注)

- 医薬品(体外診断用医薬品を除く)製造販売業のうち薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可については、有効期間は6年
- 医薬品(体外診断用医薬品を除く)製造業のうち薬局製造販売医薬品の製造に係る許可については、有効期間は6年
- 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、事業の実施に關し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたものに係る許可の更新期間は、7年
- 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸業」のうち、対価を得て貸与を行うもの
- 平成27年9月30日(改正法施行日)時点で特定労働者派遣事業を行っている者は、施行日から3年間、本許可を受けずとも、引き続き同事業を行うことができる
- 一般貸切旅客自動車運送事業について、道路運送法の一部を改正する法律(平成28年法律第100号)による改正前の同法第4条第1項の許可を受けている者は、平成29年4月1日(一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新に係る同法改正規定施行日)に改正後の許可を受けたものとみなされる。なお、この場合における最初の更新期限は、道路運送法施行規則の一部を改正する省令(平成29年国土交通省令第8号)に基づき、下表左欄に掲げる改正前の同法第4条第1項に基づく許可を受けた日の属する年の西暦年数の一の位の別に応じて、下表右欄に掲げる日となる

改正前の道路運送法第4条第1項に基づく許可を受けた日の属する年の西暦年数の一の位	改正前の道路運送法第4条第1項に基づく許可を受けた日の属する年における改正日
2又は3	令和4年
4又は5	平成28年
6又は7	平成30年
8又は9	平成31年、令和元年
0又は1	令和2年
2又は3	令和3年

- 住宅宿泊事業については、住宅を活用して宿泊サービスを提供する事業であって、住宅宿泊事業法上年間提供日数が180日以内に制限されていることにより、実態のみによる事業性の判断が困難であることから、同法に基づく届出が、確認を要する許可等の範囲に含まれることとなったもの
- 風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業をいう
- 風営法第2条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する営業をいう
- 自家用有償旅客運送事業のうち、自動車の運行管理の体制の整備等について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送(事業者協力型自家用有償旅客運送)に係る登録の有効期間及び当該登録の更新に關し是正措置の命令を受けていないこと等道路運送法で定める事項に該当する場合の有効期間は、5年である。
- 令和3年6月1日(改正法施行日)時点で現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)による改正前の食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条各号の営業に該当しない営業(改正後の食品衛生法施行令第35条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。)を行っている者は、施行日から3年間、本許可を受けずとも、引き続き当該営業を行うことができる。また、改正法施行日時点で現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)による改正前の食品衛生法第5条第1項の許可を受けて改正前の食品衛生法施行令第35条各号の営業に該当する営業(改正後の食品衛生法施行令第35条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。)を行っている者は、当該許可の有効期間の満了の日までの間、引き続き当該営業を行うことができる。
- 届出番号については、法令上付されていないことから、確認は不要である。

## 1-4. 経営アドバイス

制度融資利用者等に対し、事業戦略や経営課題に対するアドバイスを行うことで、中小企業等々の事業の育成発展及び経営の安定化を図ります。

### 1 対象者

- ①「経営安定借換資金」の利用者
- ②「創業支援資金（若者、女性等）」の利用者
- ③ 希望者（融資申請の有無に関わらず利用可）

### 2 内容

- ・市が委嘱している経営専門指導員が行う。
- ・融資実行後、経営専門指導員から申請者に連絡をとり、日時を決定する。
- ・事業所等を訪問し、事業の経歴や内容、今回の融資に関する話などをヒアリングしながら、経営に関するアドバイスを行う。

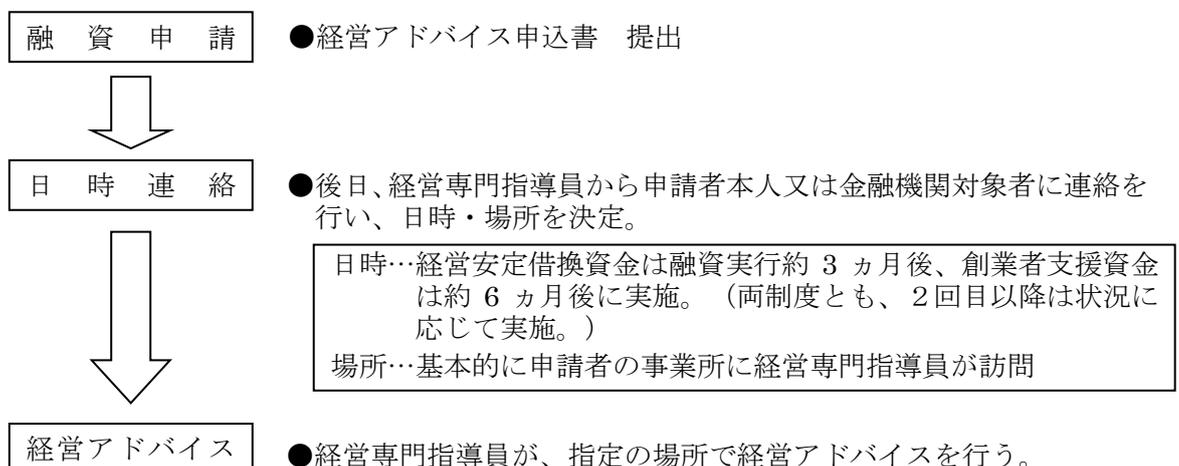
### 3 提出書類

- ①経営アドバイス申込書【2部】
- ②前期分の決算書【2部】
  - ※融資の申請が決算時から半年以上経過している場合は、直近の試算表を添付してください。

### 4 注意事項

- ・経営安定借換資金、創業者支援資金の利用者は、経営アドバイスを受けることが必須となります。  
（融資申請書にある経営アドバイス欄は「希望する」を選択してください。）
- ・経営アドバイスが必須の融資以外の制度融資でも、状況に応じて経営専門指導員が訪問させていただくことがあります。
- ・経営アドバイスには、経営内容を把握している方が対応してください。
- ・経営アドバイスという性格上、少々踏み込んだ内容の質問をさせていただくことがあります。

### 《経営アドバイスの流れ》



## 1-5. 保証料補給

### 1 保証料補給金の対象者及び補給率

保証料補給金の対象者は、次に掲げる資金の融資を受けた方のうち、信用保証を付し、かつ、補給金額を控除した信用保証料の全額を一括納入した方とする。

対象者	補給率 (補給期間は全期間)
小規模企業者サポート資金	1 / 1 (全 額)
SDGs 推進サポート資金	1 / 2
経営安定借換資金	1 / 4
観光関連事業資金	1 / 1 (全 額)
創業者支援資金 (若者・女性等)	1 / 1 (全 額)

### 2 保証料補給額

保証料補給額は、保証料額に補給率を乗じて得た額とする。ただし、算出された補給金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

### 3 保証料補給金申請、請求方法

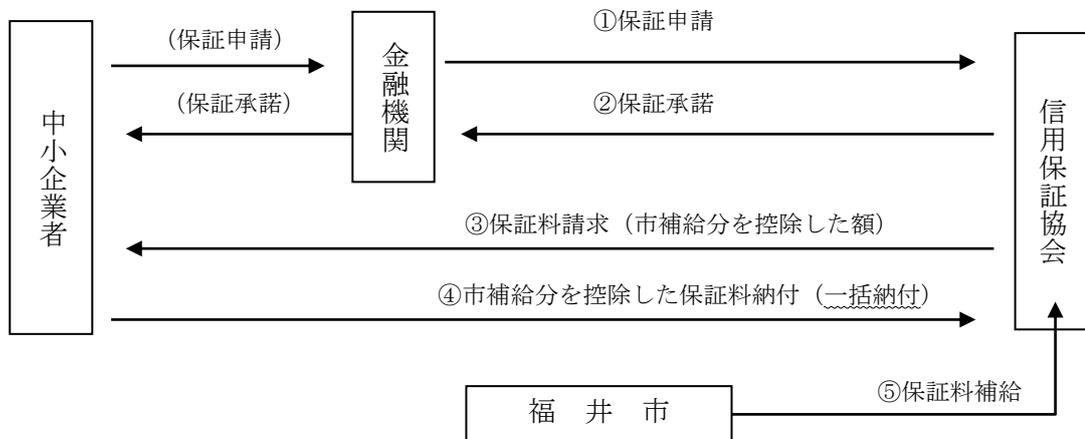
福井市への申請及び請求は不要。

(保証料補給金の交付、受領については福井市と保証協会で行うため。)

### 4 保証料補給金の交付方法

補給金は市が保証協会へ支払う。保証料補給の対象者へは、市の補給金額を控除した保証料が保証協会から請求される。

#### 《保証料補給の流れ》



## 5 補給金の返還等

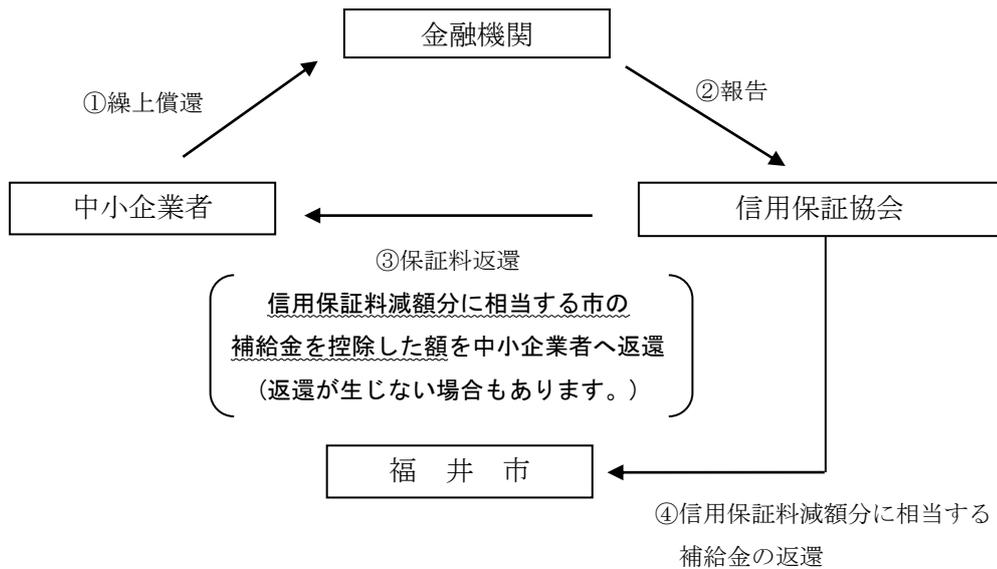
補給金受給者が次のいずれかに該当する場合は、既に交付した補給金の全部又は一部を市に返還とする。

- (1) 融資を受けた資金の返済を完了すべき期限を繰り上げて返済した場合において、補給金の額の算出基礎となった保証料額が減少したとき。※
- (2) 融資申請内容について偽りその他不正行為があったとき。

※下図の流れで保証料補給金の返還をします。

市と保証協会が直接返還手続きを行うため、補給金受給者による申請等は不要です。

### 《保証料補給金返還の流れ》



## 2-1. 共通要件

### 1. 融資対象者要件（共通）

① 市内において、1年以上継続して事業を営んでいること

ただし、創業支援資金については、事業歴1年未満を対象とする。

※法人成の事業歴については、法人成以前の個人事業者が代表者に就任しており、事業内容の実態も変更なければ通算する。

※個人事業者の承継に伴う事業歴については、親子、夫婦、兄弟等三親等以内の親族が、前事業者の死亡、高齢、傷病等の事由により、その事業を引き継いでいる場合には通算する。

② 市税の滞納がないこと

③ 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあっては、既に当該許可等を受けているものであること（p. 8-9 参照）

④ 保証協会の保証対象業種であること

※中小企業信用保険法に基づく、信用保証の対象となる業種とする。

信用保証の対象外となる業種

- ・ 農業、林業、漁業（一部業種は対象となる。）
- ・ 金融業、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業は対象。）
- ・ 保証対象として不適当と判断される業種

⑤ 設備資金の融資を受けようとするものにあつては、具体的な設備計画を有し、かつ、市内に当該設備を設置しようとするものであること

### 2. 融資条件（共通）

(1) 融資限度額

各制度の融資限度額は、年度内の融資申請限度額であり、各制度の年度内申請回数は2回までとする。

(2) 償還方法

月賦による元金均等償還とする。

(3) 担保・保証人

融資取扱金融機関の定めによる。

ただし、保証協会の保証を付す場合は、保証協会の定めによる。

(4) 融資申請額

国、県、市その他団体等から補助金等の交付を受ける場合の融資申請額は、当該補助金等の額を除いた額までとする。

### 3. 申込先

(1) 融資申込：融資取扱金融機関の市内各店舗

(2) 審査申込：福井商工会議所、福井市内各商工会（融資取扱金融機関が提出）

※観光関連事業資金に関しては、審査申込前に福井市役所 商工振興課で事前審査が必要です。

事前審査は2日～1週間程度かかります。

■ Q & A ※各制度に関するQ & Aは、各制度概要の後にあります。

**[融資対象者]**

Q：支店は福井市内にあるが、本社が福井市外にある場合、支店は融資対象となるのか。

A：法人の場合、市内に1年以上事業所の所在地があれば融資対象となります。設備資金は市内の支店で利用していただく必要があります。

保証対象とならない場合がありますので、保証協会に事前にご相談ください。

【法人】	主たる事業所：市内 事業所：市内	主たる事業所：市外 事業所：市内
小規模企業者サポート資金	○	○
SDGs推進サポート資金	○	○
経営安定借換資金	○	○
観光関連事業資金	○	○
創業支援資金（若者・女性等）	○	○

Q：個人で、住民票住所は市内だが、市外にのみ事業所がある場合は対象となるのか。

A：対象となりません。

個人の場合は、市内に1年以上住所と事業所がある方が対象となります（ただし、「SDGs推進サポート資金」については、住民票が市外でも、事業所所在地が市内にあれば利用できます）。

【個人】	住民票：市内 事業所：市内	住民票：市外 事業所：市内	住民票：市内 事業所：市外
小規模企業者サポート資金	○	×	×
SDGs推進サポート資金	○	○	×
経営安定借換資金	○	×	×
観光関連事業資金	○	×	×
創業支援資金（若者・女性等）	○	×	×

**[融資限度額]**

Q：年度内（4月～翌年3月）に融資限度額まで借り入れた場合、これ以上借り入れることはできないのか。

A：融資限度額は年度内の限度額であり、年度中はこれ以上借り入れることはできません。年度が変われば信用保証を付すことができる範囲内で、未償還残高に関係なく限度額までの借入れが可能です。また、融資限度額に達していなければ、年度内であっても、各制度2回まで申請できます。

## 2-3. 制度別概要

小規模企業者サポート資金（令和7年4月1日現在）	
1. 目的	小規模企業者へ一般的な事業資金の融資を行うことにより、小規模企業者の経営の安定を図ることを目的とする。
2. 融資対象者 <small>（右のすべての条件を満たす必要があります。）</small>	(1) 小規模企業者の方 (2) 市内に1年以上住所及び事業所のある個人の方又は市内に1年以上事業所がある法人の方 (3) p.13「1. 融資対象者要件（共通）」をすべて満たす方
3. 金利及び 融資限度額	1.6% 2,000万円以内 <small>（ただし、既存の保証協会の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内）</small>
4. 使途及び 融資期間	運転資金                      7年以内(据置6か月以内を含む。) 設備資金                      7年以内(据置6か月以内を含む。) 併用資金                      7年以内(据置6か月以内を含む。)
5. 信用保証	原則として保証協会の保証を付する 保証制度名：福井市小規模企業者サポート資金保証制度【一般保証枠】 ※責任共有制度の対象外 国の定める小口零細企業保証に対応した制度
6. 補助制度	保証料補給      全額
7. 必要書類	(1) 福井市中小企業者等融資申請書(様式第1号)【原本2部 写し1部】 (2) 直近の市税納税証明書(全税目)【原本1部 写し2部】 (3) 法人の場合は法人の登記事項証明書、個人の場合は住民票抄本【原本1部 写し2部】 (4) 許認可証の写し(許認可を要する業種の場合のみ)【2部】 (5) 直近の決算書の写し【2部】 (6) 設備資金の場合は、見積り等の写し(設備の概要が分かるもの)【2部】 (7) 福井市中小企業者等融資制度利用者へのアンケート【原本1部】 (8) その他、市が必要と認めるもの  《注意事項》 ・市税納税証明書と法人の登記事項証明書、住民票等は必ず原本をお持ちください。(その場で確認して返却いたします。)また、発行から3ヶ月以内のものを提出してください。

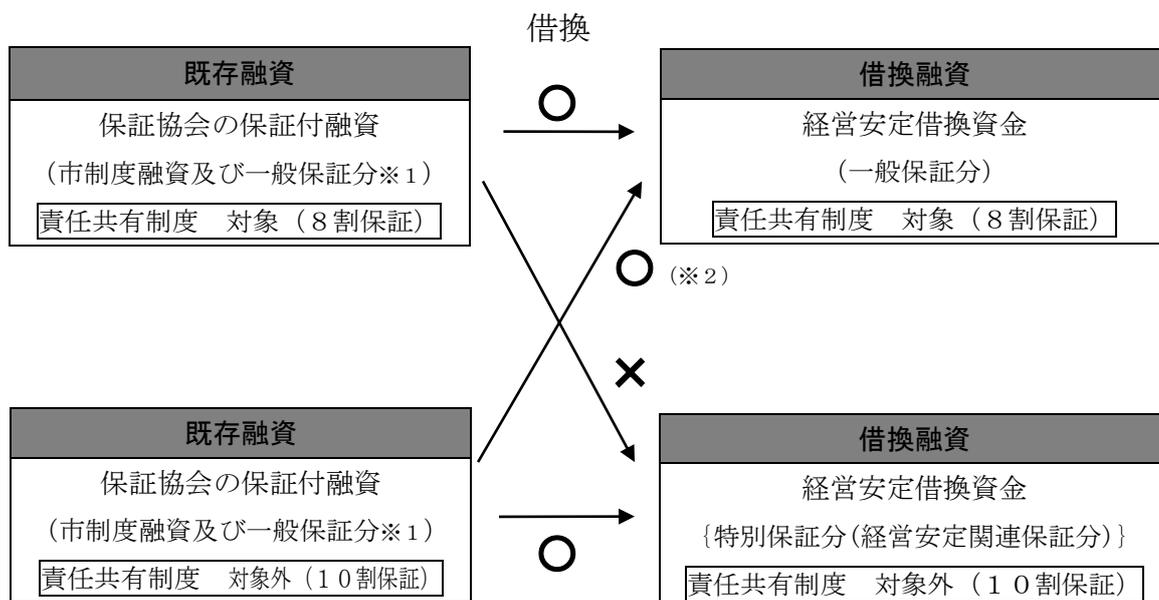
## SDGs 推進サポート資金 (令和7年4月1日現在)

<b>1. 目的</b>	SDGs 推進、子育て支援又は環境保全に取り組む中小企業者へ一般的な事業資金の融資を行うことにより、中小企業者の振興を図ることを目的とする。						
<b>2. 融資対象者</b> (右のすべての条件を満たす必要があります。)	<p>(1) 中小企業者の方</p> <p>(2) 市内に1年以上事業所がある法人又は個人の方</p> <p>(3) 以下の①～③のいずれかに該当する方 (※1)</p> <p style="margin-left: 20px;">①県の『ふくいSDGs パートナー』に登録している企業</p> <p style="margin-left: 20px;">②福井市から『子育てファミリー応援企業 (※2)』として登録されている企業</p> <p style="margin-left: 20px;">③『ふくいマル優エコ事業所』の認定を受けている企業 (※3)</p> <p>(4) p.13「1. 融資対象者要件 (共通)」をすべて満たす方</p> <p>(※1) 融資申請時点で認証取得を受けていることが必要です。</p> <p>(※2) 詳細は、福井市のHP (子育てファミリー応援企業登録募集) をご覧ください。</p> <p>(※3) ③の詳細については、福井市環境政策課 (20-5609) へお問い合わせください。</p>						
<b>3. 金利及び融資限度額</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">信用保証を付す場合</td> <td style="width: 35%;">7年以内：1. 60%</td> <td style="width: 35%;">10年以内：1. 80%</td> </tr> <tr> <td>信用保証を付さない場合</td> <td>7年以内：2. 00%</td> <td>10年以内：2. 20%</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">3,500万円以内</p>	信用保証を付す場合	7年以内：1. 60%	10年以内：1. 80%	信用保証を付さない場合	7年以内：2. 00%	10年以内：2. 20%
信用保証を付す場合	7年以内：1. 60%	10年以内：1. 80%					
信用保証を付さない場合	7年以内：2. 00%	10年以内：2. 20%					
<b>4. 使途及び融資期間</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">運転資金</td> <td style="width: 70%;">7年以内(据置6か月以内を含む。)</td> </tr> <tr> <td>設備資金</td> <td>10年以内(据置6か月以内を含む。)</td> </tr> </table>	運転資金	7年以内(据置6か月以内を含む。)	設備資金	10年以内(据置6か月以内を含む。)		
運転資金	7年以内(据置6か月以内を含む。)						
設備資金	10年以内(据置6か月以内を含む。)						
<b>5. 信用保証</b>	<p>必要により保証協会の保証を付すことができる</p> <p style="text-align: center;">保証制度名：福井市SDGs 推進サポート資金保証制度【一般保証枠】</p>						
<b>6. 補助制度</b>	保証料補給 1/2						
<b>7. 必要書類</b>	<p>(1) 福井市中小企業者等融資申請書(様式第1号)【原本2部 写し1部】</p> <p>(2) 直近の市税納税証明書(全税目)【原本1部 写し2部】</p> <p>(3) 法人の場合は法人の登記事項証明書、個人の場合は住民票抄本 【原本1部 写し2部】</p> <p>(4) 許認可証の写し(許認可を要する業種の場合のみ)【2部】</p> <p>(5) 直近の決算書の写し【2部】</p> <p>(6) 「2. 融資対象者(3)」に該当することを証する書類等の写し【2部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくいSDGs パートナー登録証</li> <li>・子育てファミリー応援企業登録証</li> <li>・ふくいマル優エコ事業所認定証</li> </ul> <p>(7) 設備資金の場合は、見積り等の写し(設備の概要が分かるもの)【2部】</p> <p>(8) 福井市中小企業者等融資制度利用者へのアンケート【原本1部】</p> <p>(9) その他、市が必要と認めるもの</p> <p>《注意事項》</p> <p>・市税納税証明書と法人の登記事項証明書、住民票等は必ず原本をお持ちください。(その場で確認して返却いたします。)また、発行から3ヶ月以内のものを提出してください。</p>						

<b>経営安定借換資金</b> (令和7年4月1日現在)	
<b>1. 目的</b>	資金繰りの改善を図るための借換資金の融資を行うことにより、中小企業者の長期的な経営の安定と経営改善の推進に寄与することを目的とする。
<b>2. 融資対象者</b> <small>(右のすべての条件を満たす必要があります。)</small>	<p>(1) 中小企業者の方</p> <p>(2) 市内に1年以上住所及び事業所のある個人の方、又は市内に1年以上事業所がある法人の方</p> <p>(3) 明確な経営改善計画書を有する方</p> <p>(4) 借換えを行うことにより、月返済額が減少する方</p> <p>(5) 次の①、②のいずれかに該当する方</p> <p style="padding-left: 20px;">① 最近3か月間の売上高が前年又は前々年の同期と比較し、3%以上減少していること。</p> <p style="padding-left: 20px;">② 最近3か月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期と比較し、減少率が3%以上であること。</p> <p>(6) p.13「1. 融資対象者要件（共通）」をすべて満たす方</p>
<b>3. 金利及び融資限度額</b>	<p>責任共有制度対象      7年以内：2. 10%以下      10年以内：2. 60%以下</p> <p>責任共有制度対象外    7年以内：1. 80%以下      10年以内：2. 30%以下</p> <p>4,000万円以内</p>
<b>4. 用途及び融資期間</b>	<p>借換資金    10年以内（据置1年以内を含む。）</p> <p>① 保証協会の保証付借入金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市制度融資（他行分も可）</li> <li>・一般保証分（自行分に限る。他行分は不可）</li> </ul> <p>② ①の借換えに伴い必要となる新たな事業資金</p> <p>※①②の合計額が融資限度額（4,000万円）の範囲内であること。</p>
<b>5. 信用保証</b>	<p>原則として保証協会の保証を付する。</p> <p>保証制度名：福井市経営安定借換資金保証制度</p> <p style="text-align: center;">【一般保証枠】・【経営安定関連保証枠】</p>
<b>6. 補助制度</b>	保証料補給      1 / 4
<b>7. 経営アドバイス</b>	必須（融資実行約3ヵ月後、2回目以降は状況に応じて実施）

<p><b>8. 必要書類</b></p>	<p>(1) 福井市中小企業者等融資申請書(様式第1号)【原本2部 写し1部】</p> <p>(2) 直近の市税納税証明書(全税目)【原本1部、写し2部】</p> <p>(3) 法人の場合は法人の登記事項証明書、個人の場合は住民票抄本 【原本1部 写し2部】</p> <p>(4) 許認可証の写し(許認可を要する業種の場合のみ)【2部】</p> <p>(5) 前2期分の決算書の写し 【2部】 (決算時から半年以上経過している場合は、直近の試算表を添付)</p> <p>(6) 経営改善計画書(様式第2号)【原本2部】</p> <p>(7) 借入金内訳表(様式第2号の2) 【原本2部】</p> <p>(8) 2. 融資対象者(5)の要件に該当することを証する書類 【原本各2部】</p> <p>①の場合：売上高の比較表(様式第2号の3) 上記比較表の月別の売上高がわかる書類</p> <p>②の場合：利益率比較表(様式第2号の4) 上記比較表の月別の利益率がわかる書類</p> <p>(ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の(イ)に該当する中小企業者として認定を受けた場合は、当該認定書を上記の必要書類に置き換えることができます。)</p> <p>(9) 経営アドバイス申込書(様式第14号)【原本2部】 ※事業所の所在地がわかる地図を添付すること。</p> <p>(10) 福井市中小企業者等融資制度利用者へのアンケート【原本1部】</p> <p>(11) その他、市が必要と認めるもの</p> <p>《注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税納税証明書と法人の登記事項証明書、住民票等は必ず原本をお持ちください。(その場で確認して返却いたします。)また、発行から3ヶ月以内のものを提出してください。</li> <li>・決算書は直近の2期分の決算書を提出してください。また、決算時から融資の申請が半年以上経過している場合は、直近の試算表を添付してください。</li> </ul>
<p><b>9. 取扱注意事項</b></p>	<p>(1) 借換えについて、融資申請の前に保証協会と十分協議をしてください。</p> <p>(2) 申請者が中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者であって保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、保証協会に対して所定の業況報告書を提出してください。ただし、申請者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるとき、または平成30年4月1日以降に保証申込受付をしたとき、はこの限りではありません。</p> <p>なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出してください。</p>

図1 経営安定借換資金の対象となるパターン



- ※1 市制度融資は自行分、他行分ともに借換できます。  
保証協会の保証付借入金（一般保証分）は自行分~~に限り借換できます。~~（他行分は不可）
- ※2 責任共有制度対象外の保証付融資（10割保証）を責任共有制度対象の保証付融資（8割保証）で借換えする場合は、保証協会の審査により、保証対象とならない場合があります。同協会に事前にご相談ください。

## ■経営安定借換資金 Q & A

Q：借換えの対象となる旧債務は、市制度融資に限られるのか。

A：自行分の保証協会の保証付借入金（一般保証分）であれば、市の制度融資に限らず、県制度融資や制度融資以外の保証付融資も対象になります。  
ただし、特別保証の付いた借入金や他行分の借入金については市制度融資に限ります。

<b>観光関連事業資金</b> (令和7年4月1日現在)	
<b>1. 目的</b>	北陸新幹線開業に伴い、観光消費の底上げに積極的に取り組む中小企業者に対し融資を行うことにより、市外からの観光客誘致の促進及び本市の観光の活性化を図ることを目的とする。
<b>2. 融資対象者</b> (右のすべての条件を満たす必要があります。)	<p>(1) 事業歴が1年以上ある中小企業者の方</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する方</p> <p>①市内に住所及び事業所のある個人の方</p> <p>②市内へ転入及び事業所を移転又は設置(※)する予定のある個人の方</p> <p>③市内に事業所のある法人の方</p> <p>④市内へ事業所を移転又は設置する予定のある法人の方</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する方</p> <p>①観光客誘致のため、地域の魅力を発信することを目的とした観光関連の事業を営む方</p> <p>②観光施設の新設、増改築、建替え、設備設置等の設備投資を行う方</p> <p>(4) p.13「1. 融資対象者要件(共通)」の②～⑤を満たす方</p> <p>※ 設置とは、新設、増設、移設又は既存施設の取得(賃貸を含む)をいう。</p>
<b>3. 金利及び融資限度額</b>	<p>信用保証を付す場合           7年以内：1. 40%   10年以内：1. 90%</p> <p>信用保証を付さない場合   7年以内：1. 60%   10年以内：2. 10%</p> <p>3,000万円以内</p> <p>(ただし、<u>国、県、市その他団体等からの補助金等の交付を見込んでいる場合は、当該補助金等を除いた額までとする。</u>)</p>
<b>4. 用途及び融資期間</b>	<p>運転資金                   7年以内(据置1年以内を含む。)</p> <p>設備資金                   10年以内(据置1年以内を含む。)</p>
<b>5. 信用保証</b>	<p>必要により保証協会の保証を付すことができる。</p> <p>保証制度名：福井市観光関連事業資金保証制度【一般保証枠】</p>
<b>6. 補助制度</b>	保証料補給               全額
<b>7. 事前審査</b>	<p>申請前に、市において本制度の融資対象となるかどうか判断します。審査には2日～1週間程度かかりますので、期間に十分余裕をもって申請ください。</p> <p><u>提出資料</u></p> <p>①観光関連事業計画書【2部】</p> <p>②設備投資の場合、見積り等の写し【2部】</p> <p>③既に助成金等の交付又は交付決定を受けている場合は、助成金額等が確認できる書類の写し【2部】</p> <p>④法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し【1部】</p> <p>※①～④は審査後返却します。(①～③は1部返却)</p>
<b>8. 事業報告</b>	融資実行から概ね1年経過後に事業報告書(の提出が必要です。)

<p><b>9. 必要書類</b></p>	<p>(1) 福井市中小企業者等融資申請書(様式第1号)【原本2部 写し1部】</p> <p>(2) 直近の市税納税証明書(全税目)【原本1部 写し2部】</p> <p>(3) 法人の場合は法人の登記事項証明書、個人の場合は住民票抄本 【原本1部 写し2部】</p> <p>(4) 許認可証の写し(許認可を要する業種の場合のみ) 【2部】</p> <p>(5) 直近の決算書の写し【2部】</p> <p>(6) 設備資金の場合は、見積り等の写し【2部】</p> <p>(7) 事前審査承認済みの下記書類(7.①、③)【原本1部 写し1部】</p> <p>(8) 福井市中小企業者等融資制度利用者へのアンケート【原本1部】</p> <p>(9) その他、市が必要と認めるもの</p> <p>《注意事項》</p> <p>・市税納税証明書と法人の登記事項証明書、住民票等は必ず原本をお持ちください。(その場で確認して返却いたします。)</p>
-----------------------	--

## ■観光関連事業資金Q & A

Q：どのような事業が対象になるのか？

A：具体的には次のような事業が対象になります。

- 古民家を改装して、観光客が宿泊できる民宿を営業したい
- 中心市街地の空き家を利用して、バックパッカーが宿泊できるゲストハウスに改装したい
- 経営している飲食店を、外国人観光客も来店しやすい外装に変えたい
- 観光客が来店時使用する駐車場に融雪装置を設置したい

Q：観光施設とはどのような施設か？

A：以下の施設を指します。

- 観光用の宿泊施設(ホテル、旅館、民宿 等)
- 温泉保養施設(温泉、公衆浴場 等)
- 休憩食事施設(ドライブイン、観光客向け飲食店 等)
- お土産販売施設(観光土産品店 等)
- 野外活動施設(釣魚施設、キャンプ場、遊園施設 等)
- 体験、見学活動(製作体験、工場見学 等)
- その他、観光客の受入れに資する施設

## 創業支援資金（若者・女性等） （令和7年4月1日現在）

<b>1. 目的</b>	創業者への円滑な金融を図り、もって新事業の創出を支援する。														
<b>2. 融資対象者</b> <small>（右のすべての条件を満たす必要があります。）</small>	<p>(1) 創業者(※1)の方</p> <p>(2) 市内で事業を営もうとしている方、又は市内で事業を営んで1年に満たない方</p> <p>(3) 市内に住所及び事業所のある個人の方、又は市内に事業所がある法人の方</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する方</p> <p style="margin-left: 20px;">①若者（35歳未満）又は女性の方（申請日時点）</p> <p style="margin-left: 20px;">②2年以内に福井市内に転入した方</p> <p style="margin-left: 20px;">③中心市街地でリノベーション（築25年以上の物件の改装等）を行う方</p> <p style="margin-left: 20px;">④「福井市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援等事業(※2)による支援を受けた方</p> <p>(5) p.13「1. 融資対象者要件（共通）②～⑤」を満たす方</p> <p>※1 創業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第3項に規定する者で、次に掲げるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">1. 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合</td> <td style="padding: 2px;">下記のうちどちらかに該当すること。 ・1か月以内に当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2. 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合</td> <td style="padding: 2px;">下記のうちどちらかに該当すること。 ・2か月以内に当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、事業を開始する場合</td> <td style="padding: 2px;">下記のうちどちらかに該当すること。 ・当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。</td> </tr> </table> <p>※2 特定創業支援等事業 福井市・支援機関等が連携し、創業前から創業後に至るまで、継続的に創業を支援する下記の事業をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: left;">機関</th> <th style="width: 50%; text-align: left;">事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井商工会議所</td> <td>・ワンストップ相談 ・創業をテーマにしたセミナー</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人アントレセンター</td> <td>・創業ハンズオン支援</td> </tr> <tr> <td>福井商工会（北・東・西）</td> <td>・創業相談窓口 ・伴走型巡回相談</td> </tr> </tbody> </table>	1. 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合	下記のうちどちらかに該当すること。 ・1か月以内に当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。	2. 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合	下記のうちどちらかに該当すること。 ・2か月以内に当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。	3. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、事業を開始する場合	下記のうちどちらかに該当すること。 ・当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。	機関	事業	福井商工会議所	・ワンストップ相談 ・創業をテーマにしたセミナー	特定非営利活動法人アントレセンター	・創業ハンズオン支援	福井商工会（北・東・西）	・創業相談窓口 ・伴走型巡回相談
1. 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合	下記のうちどちらかに該当すること。 ・1か月以内に当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。														
2. 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合	下記のうちどちらかに該当すること。 ・2か月以内に当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。														
3. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、事業を開始する場合	下記のうちどちらかに該当すること。 ・当該事業を行う具体的な計画を有すること。 ・事業を開始した日以後1年を経過していないこと。														
機関	事業														
福井商工会議所	・ワンストップ相談 ・創業をテーマにしたセミナー														
特定非営利活動法人アントレセンター	・創業ハンズオン支援														
福井商工会（北・東・西）	・創業相談窓口 ・伴走型巡回相談														
<b>3. 金利及び融資限度額</b>	1. 40% 2,000万円以内														
<b>4. 使途及び融資期間</b>	<p>運転資金 10年以内（据置1年以内を含む。）</p> <p>設備資金 10年以内（据置1年以内を含む。）</p> <p>併用資金 10年以内（据置1年以内を含む。）</p> <p>※土地、建物の購入資金は対象外</p>														
<b>5. 信用保証</b>	<p>原則として保証協会の保証を付する</p> <p style="margin-left: 20px;">保証制度名：福井市創業支援資金保証制度（特別保証枠）</p> <p style="margin-left: 40px;">※責任共有制度の対象外</p> <p style="margin-left: 40px;">国の定める創業関連保証に対応した制度</p>														
<b>6. 補助制度</b>	保証料補給 全額														

7. 経営アドバイス	<p>必須  ※市経営専門指導員の経営アドバイスを受ける必要があります。</p>
8. 必要書類	<p>(1) 福井市中小企業者等融資申請書(様式第1号)【原本2部 写し1部】  (2) 直近の市税納税証明書(全税目)【原本1部 写し2部】  ※法人を設立した場合で、法人の納税証明書が出ないときは、経営者個人の市税納税証明書を添付ください。  (3) 法人の場合は法人の登記事項証明書、個人の場合は住民票抄本  【原本1部 写し2部】  (4) 許認可証の写し(許認可を要する業種の場合)【2部】  (5) 直近の決算書または直近の試算表の写し【2部】  ※創業前や創業間もない場合は添付の必要はありません。  ただし、個人で創業後に融資を受けたい場合は、数か月分の試算表や事業実績のわかる書類を添付してください。  (6) 設備資金の場合は、見積り等の写し(設備の概要が分かるもの)【2部】  (7) 創業計画書(様式4号)【原本3部】(うち1部は保証協会提出用)  ※様式4号に準ずる様式も可  (8) 次のいずれかの書類の写し【2部】  ・代表者の住民票抄本(「若者」「女性」「2年以内に福井市内に転入した方」に該当する場合のみ)  ・特定創業支援等事業による支援を受けたことの創業認定書  ・リノベーション物件の名寄帳又は評価証明書(賃貸物件の場合、賃貸契約書)  (9) 経営アドバイス申込書(様式第7号)【原本2部】  ※事業所の所在地がわかる地図を添付すること。  (10) 福井市中小企業者等融資制度利用者へのアンケート【原本1部】  (11) その他、市が必要と認めるもの</p> <p>《注意事項》  ・市税納税証明書と法人の登記事項証明書、住民票等は必ず原本をお持ちください。(その場で確認して返却いたします。)また、発行から3ヶ月以内のものを提出してください。</p>

## ■創業支援資金Q&A

Q：創業日と判断されるのはいつか。

A：法人の場合は登記した日が創業日となり、個人の場合は開廃業等届出書に記載した開業日となります。

Q：設立して1年を経過していない法人の場合、申請時に必要な「直近の市税納税証明書」はどのようにすればよいか。

A：代表者個人の市税納税証明書を提出してください。

Q：法人の場合は、①若者(35歳未満)又は女性の条件を利用できるか。

A：代表者個人が該当すれば利用できます。代表者の住民票を提出してください。

## 3-1. 各種必要様式一覧

### <制度別>

制度名	書類	ページ	
		様式	記入例
■共通	・融資申請書	25	-
	・経営アドバイス申込書	44	-
	・融資制度利用者へのアンケート	45	-
■経営安定借換資金	・経営改善計画書	28	29
	・借入金内訳表	30	-
	・売上減少等の要件に該当することを証する書類 (1) 売上高の比較表	31	-
	(2) 利益率比較表	32	-
■観光関連事業資金	・観光関連事業計画書	33	34
	・事業報告書（融資実行の概ね1年後に提出）	35	-
■創業支援資金 （若者・女性等）	・創業計画書	36～39	40～43

### <保証料補給>

補助	書類	ページ	
		様式	記入例
■保証料補給	なし ※保証料補給金の交付、受領については福井市と福井県信用保証協会の間で行うため、保証料補給金対象者による福井市への申請並びに請求は不要。		

### <金融機関等の報告書類>

報告書	書類	ページ	
		様式	記入例
■共通	・条件変更申請書	46	-
	・融資取下書	47	-
	・融資状況表	48	-

受付No.

受付印

様式第1号（第4条関係）（令和7年4月1日改正版）

福井市中小企業者等融資申請書

年 月 日

福井市長  
 福井商工会議所・市内各商工会の長 様 (〒 )  
 融資取扱金融機関の長 住.....所.....  
 商.....号.....  
 代表者氏名.....※  
 (電話番号: )  
 (email: )

〔同意事項〕 ※本人（代表者）が手書きしない場合は、押印してください。  
 本融資の申請及びこれに係る補助金の申請等に当たり、制度の円滑な運営のために必要となる申請者の情報、その後の償還状況等に関し、福井市と融資取扱金融機関、福井商工会議所、市内各商工会及び福井県信用保証協会間での提供及び授受行為について、あらかじめ同意します。

申請資金（申請する資金名に○を付けてください。）  
 小規模企業者サポート資金       SDGs推進サポート資金       経営安定借換資金  
 観光関連事業資金       創業支援資金（若者・女性等）

業種			創業（設立）年月日	(和暦)	
資本金（出資金）	千円		※事業を開始した年月日	年	月 日
融資申請額	千円		従業員数 (組合員数)	常時	人
内訳 (資金使途)	運転(借換含む)	千円		臨時	人
		千円		会社役員・ 個人事業主の家族	人
	設備	千円		計	人
融資期間 (据置期間を含む。)	年 箇月	信用保証	有・無		
金利	%	許認可等	要・不要		
		経営アドバイス	希望する・希望しない		
融資取扱金融機関名	.....銀行・信用金庫（その他.....）.....本店・支店（担当：.....）				

資金使途明細（※設備資金の場合は、必ず設置場所及び経費の内訳を記入すること。）  
 運転資金： ..... 設備資金：(設置場所)  
 (経費内容)

<審査機関記載欄>  
 制度要件に該当し、適当なものと認めます。  
 (担当者名：.....) (印)

- <申請書類>  
 ①福井市中小企業者等融資申請書【原本2部、写し1部】 ②直近の市税納税証明書【原本1部、写し2部】  
 ③住民票抄本又は法人の登記事項証明書【原本1部、写し2部】  
 ④許認可証の写し【2部】 ⑤直近の決算書（経営安定借換資金は前2期分の決算書）の写し【2部】  
 ⑥設備資金の場合は見積もり等の写し（設備の概要がわかるもの）【2部】  
 ⑦アンケート【原本1部】 ⑧経営アドバイスを利用する場合は経営アドバイス申込書（地図を添付）【原本2部】  
 ※②、③の原本はその場で確認後返却します  
 SDGs推進サポート資金：ふくいSDGsパートナー、子育てファミリー応援企業又はふくいマル優エコ事業所に認定されていることを証する書類の写し【2部】  
 経営安定借換資金：経営改善計画書、借入金内訳表、売上高の比較表又は利益率比較表(比較内容が確認できる資料を添付)【原本各2部】  
 観光関連事業資金：観光関連事業計画書【事前審査済みの原本1部、写し1部】  
 創業支援資金(若者・女性等)：創業計画書【原本3部】、次の①～③いずれかの書類【2部】  
 ①代表者の住民票抄本(代表者が「若者」「女性」「市内に転入した方」に該当する場合)  
 ②認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書  
 ③リノベーション物件の名寄帳または評価証明書(賃貸物件の場合、賃貸契約書)

# 「福井市中小企業者等融資申請書」書き方

## (1) 融資要件の確認

### ①住所、商号、代表者氏名

- ・住民票（個人）、法人登記簿（法人）とすべて一致していること。  
※個人の住所は、事業所ではなく自宅を記入すること。

### ②印鑑

- ・法人の場合、代表者の印となっていること。  
（「〇〇株式会社」ではなく「〇〇株式会社代表取締役の印」）
- ・添付資料の印も同じものとする。

### ③資本金（出資金）

- ・法人登記簿に記載のある「資本金の額」と一致していること。

### ④融資申請額・融資期間（訂正は申請者の訂正印が必要。）

- ・融資申請額は限度額内となっていること。
- ・設備資金の場合、見積書の金額以下であること。

### ⑤金利（訂正は申請者の訂正印が必要。）

- ・融資利率一覧表にあった金利であること。（最新金利はHP参照）

### ⑥創業（設立）年月日

- 個人：事業主は市内に1年以上住所があり、かつ市内で1年以上事業を継続していること。  
（住民票の「住民となった年月日」から1年以上たっていること。）
- 法人：市内で1年以上事業を継続していること。  
（登記簿の「会社成立の年月日」と一致していること。）

※SDGs推進サポート資金については個人事業主の場合、事業主の住所が市内になくてもよい。  
 ※創業支援資金については、事業を営もうとしている方及び事業歴1年未満の方も対象とする。  
 ※観光関連事業資金については、市外からの移転の場合、市内で1年以上事業を営んでいない方も対象とする。

### ⑦従業員数

- ・小規模企業者サポート資金の場合は小売、卸売、サービス業は5人以下であること。ただし宿泊、娯楽業は20人以下であること。それ以外（製造業、建設業等）は20人以下であること。
- ・常時使用する従業員には、会社の役員および家族（事業主と生計を一にしている三親等以内の親族）は含めないこと。
- ・名目は臨時雇（パート、アルバイト等）であっても、実質常雇的な者は常時使用する従業員に記入すること。

### ⑧信用保証

原則保証が必要となる制度の場合は「有」とすること。

### ⑨許認可等

行政庁の許認可等が必要な業種の場合は「有」とすること。

### ⑩経営アドバイス

経営安定借換資金、創業支援資金は「希望する」とすること。

### ⑪資金用途明細

- ・運転資金の場合は経費の内訳を具体的に記入すること。  
※主に市外で要する資金は不可。
- ・設備資金の場合は設置場所と経費の内訳（内容、金額）を記入すること。  
※市外に設置する設備は不可。

福井市中小企業者等融資申請書

福井市長 福井市工業連合会 福井市商工会 福井市信用保証協会 福井市産業振興基金 福井市労働者福祉基金 福井市観光振興基金 福井市子育て支援基金 福井市高齢者福祉基金 福井市障害者福祉基金 福井市外国人労働者支援基金 福井市外国人労働者支援基金

業種: ( ) 創業(設立)年月日: 明・大・昭・平 年 月 日

資本金(出資金) 千円 創業(設立)年月日: 明・大・昭・平 年 月 日

融資申請額 千円 従業員数 常時 臨時 人 人

内訳 (資金使途) 千円 従業員数 (社員員数) 家族 計 人 人

融資期間 (償還期間を含む) 年 月 信用保証 有・無

金利 % 許認可等 有・無

経営アドバイス 希望する・希望しない

融資取扱金融機関名 銀行・信用金庫 本店・支店 (担当)

資金使途明細 (※設備資金の場合は、必ず設置場所及び経費の内訳を記入すること。)

運転資金: (経費内訳)

設備資金: (経費内訳)

※制度要件に該当し、該当なしと認めます。

(担当署名: )

福井市中小企業者等融資申請書

福井市長 福井市工業連合会 福井市商工会 福井市信用保証協会 福井市産業振興基金 福井市労働者福祉基金 福井市観光振興基金 福井市子育て支援基金 福井市高齢者福祉基金 福井市障害者福祉基金 福井市外国人労働者支援基金 福井市外国人労働者支援基金

業種: ( ) 創業(設立)年月日: 明・大・昭・平 年 月 日

資本金(出資金) 千円 創業(設立)年月日: 明・大・昭・平 年 月 日

融資申請額 千円 従業員数 常時 臨時 人 人

内訳 (資金使途) 千円 従業員数 (社員員数) 家族 計 人 人

融資期間 (償還期間を含む) 年 月 信用保証 有・無

金利 % 許認可等 有・無

経営アドバイス 希望する・希望しない

融資取扱金融機関名 銀行・信用金庫 本店・支店 (担当)

資金使途明細 (※設備資金の場合は、必ず設置場所及び経費の内訳を記入すること。)

運転資金: (経費内訳)

設備資金: (経費内訳)

※制度要件に該当し、該当なしと認めます。

(担当署名: )

## ⑫提出書類

次ページ参照

## (2) 提出書類の確認

- ①直近の市税納税証明書 ※原本は受付時に確認後返却  
 【必要とする年度】・発行日が4月～9月の場合：前年度の納税証明書  
 ・発行日が10月～3月の場合：当年度の納税証明書  
 【有効期限】 発行から3ヶ月以内

※直近の納税証明書が発行できない場合

課税がない場合や創業後1年未満などにより、直近の納税証明書が発行できない場合は、次のいずれかの書類に直近の納税証明書が発行できない理由を納税証明書の余白に記載し、署名、押印して提出すること。

- ・前年度の納税証明書（まだ課税されていない等で当年度の納税証明書が発行できない場合。）
- ・代表者個人の市税納税証明書（法人成りや創業後間もないため、納税証明書が発行できない場合。）
- ・市税の滞納が無い旨の証明書

- ②住民票抄本又は法人の登記事項証明書 ※原本は受付時に確認後返却  
 ・申請書に記載されている住所等と一致していること。  
 ・発行から3ヶ月以内のものであること。

- ③直近の決算書の写し（個人の場合は確定申告書の写し）  
 ・申請書に記載されている住所等と一致していること。  
 ・現在取得できる最新のものであること。  
 ※経営安定借換資金は、直近の2期分を提出すること。

- ④見積り等の写し（設備資金の場合のみ）  
 ・見積り金額（税込）は設備資金を以上であること。  
 ・見積りに記載されている名前等が申請者と一致していること。

- ⑤経営アドバイス申込書（借換・創業利用者及び希望者）  
 ・経営安定借換資金（必須）、創業支援資金（必須）、希望者は申込書、地図を提出すること。

- ⑥許認可証の写し  
 ・行政庁の許認可等が必要な業種の場合は、許認可証を提出すること。

## (3) 受付・受渡書類

### ① 受付印を押印、受付番号を付与

式第1号（第12条関係）（平成25年4月1日改正版）

福井市中小企業者等融資申請書

商工会議所 5070001 北商工会 5071001  
 東商工会 5072001 西商工会 5073001 (R6年度の場合)

※最初の5は元号番号です。

### ② 受付機関代表者の横版・捺印、代表者名の記入

<審査機関記載欄>  
 制度要件に該当し、適当なものと認めます。  
 (担当者名: 福井) 〇〇商工会 会長 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇  
 商工会長 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇  
 受付印

<全制度共通申請書類>  
 ①福井市中小企業者等融資申請書 3部 ②直近の市税納税証明書 (原本1部、写し2部) ③住民票抄本又は法人の登記事項証明書 (原本1部、写し2部) ④許認可証の写し 2部 ⑤直近の決算書の写し 2部 (経営安定借換資金は、前2期分の決算書2部) ⑥設備資金の届 2部

### 金融機関に返却する書類

- ①申請書1部（受付済） ②その他証明書類（原本）

【経営安定借換資金】

## 経営改善計画書

住 所	
商 号	
代表者	

1 現状における問題点の把握(現状の問題点を具体的に)	
2 問題点に対する改善計画概要(いつまでに何をどうするか。)	
3 具体的改善策(計画概要を部門ごとに具体化する。)	
① 製品(商品)等について	新製品(商品)の開発、不採算製品(商品)の生産等の縮小・撤退等
② 人件費等について	過剰人員の削減、役員報酬の削減、人材の育成等
③ 設備等について	新鋭機械・IT 機器等の導入による効率化等
④ 資金繰り等について	仕入れ・販売条件の見直し、遊休資産の売却等

## 経営改善計画書

1 現状における問題点の把握(現状の問題点を具体的に)	
<p>昨年期は400万円の経常損失を出しており、売上が減少している現状では、経費の圧縮を行わない限り、赤字体質から抜けきれない状態である。また、昨年C銀行から借り入れた資金を含め、月返済額が100万円（年間1200万円）になっており、この返済負担が大きい。</p>	
2 問題点に対する改善計画概要(いつまでに何をどうするか。)	
<p>まず、経費圧縮を行うため、人件費・役員報酬・その他の販管費を2年かけて徐々に削減する予定である。また、資金繰りを良好にするため長期の運転資金を借り入れ、旧債務を返済することで、2年後の月額返済を半分以下にする予定である。</p>	
3 具体的改善策(計画概要を部門ごとに具体化する。)	
① 製品(商品)等について	<p>新製品(商品)の開発、不採算製品(商品)の生産等の縮小・撤退等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規受注獲得のため〇〇分野のメーカーに対し営業展開を行う。</li> <li>最近マーケットが広がっているシニアニーズへの対応のため商品の仕入先を新たに開拓する。</li> </ul>
② 人件費等について	<p>過剰人員の削減、役員報酬の削減、人材の育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売上原価に係る労務費を年間1300万円から1200万円に削減する。</li> <li>今期従業員賞与の削減を行う。パート従業員を1名削減する。</li> <li>今期役員報酬を700万円に、来期600万円に削減する。</li> <li>その他の販管費のなかで、広告宣伝費・交際費・雑費を併せて100万円削減する。</li> </ul>
③ 設備等について	<p>新鋭機械・IT機器等の導入による効率化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の改善計画においては、収益を改善し資金繰りを良好にすることを目的としているため、新規の設備導入は計画していない。</li> </ul>
④ 資金繰り等について	<p>仕入れ・販売条件の見直し、遊休資産の売却等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>借り換え制度を利用し、1400万円の資金を調達することで、B銀行からの債務（福井市小規模事業者サポート資金）残750万円を借り換え、来期からの月返済額を42万円（年間500万円）にする。</li> </ul>

【経営安定借換資金】

### 借入金内訳表

住所	
商号	
代表者	(印)

年 月 日 現在

①融資対象既存借入金（※福井県信用保証協会の保証付(市制度融資及び一般保証分)に限る。ただし、他行分については市制度融資に限る。）									
	制度利用	資金名(制度融資の場合)	金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日	責任共有制度
自行分	市・県・その他			年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日	対象・対象外
	市・県・その他			年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日	対象・対象外
	市・県・その他			年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日	対象・対象外
	市・県・その他			年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日	対象・対象外
	市・県・その他			年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日	対象・対象外
小計						千円	千円		/
他行分	市			年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日	対象・対象外
	市			年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日	対象・対象外
	市			年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日	対象・対象外
小計						千円	千円		/
合計						(A) 千円	(C) 千円		/
②新たな事業資金						(B) 千円			/
③借入申込額（①+②）						(A+B) 千円	(D) 千円	年 月 日	対象・対象外
保証： 福井市経営安定借換資金保証制度 【 一般保証枠 ・ 経営安定関連保証(5号 ・ 7号 ・ その他) 】									

④今回の借換による返済額の軽減の確認

(c) \_\_\_\_\_ 千円 > (D) \_\_\_\_\_ 千円

【経営安定借換資金】

売上高の比較表

	年（今年）	年（前年又は前々年）
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合 計	(A) 円	(B) 円

$$(B-A) \div B \times 100$$

減少率

(C) %
----------

（3%以上であること。）

住 所

商 号

代表者名

⑩

- (注) 1 (A)欄には、申請時点における最近3か月間の売上高合計を記入のこと。  
 2 (B)欄には、申請時点の最近3か月間に対応する前年又は前々年同期間の売上高合計を記入のこと。  
 3 月別の売上高が確認できる書類を添付すること。

【経営安定借換資金】

## 利益率比較表

### ア 売上総利益率の減少

最近3か月	年（今年）		年（前年）	
	売上高	売上原価	売上高	売上原価
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
合計	① 円	② 円	③ 円	④ 円
売上総利益率	(A) $(①-②) \div ① \times 100$ %		(B) $(③-④) \div ③ \times 100$ %	

### イ 営業利益率の減少

最近3か月	年（今年）		年（前年）	
	売上高	売上原価+販管費	売上高	売上原価+販管費
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
合計	① 円	② 円	③ 円	④ 円
営業利益率	(A) $(①-②) \div ① \times 100$ %		(B) $(③-④) \div ③ \times 100$ %	

$$(B-A) \div B \times 100$$

減少率

(C)

%

(3%以上であること)

住 所  
商 号  
代表者名

印

- (注) 1 ア、イのいずれかを選択すること。  
2 月別の売上高等が確認できる書類を添付すること。

【観光関連事業資金】

## 観光関連事業計画書

住 所	
商 号	
代 表 者	⑨

## 1. 現状（課題、問題点等を記入）

--

## 2. 観光関連事業計画

## ① 事業の概要、目的

## ② 事業による効果 ※見込まれる効果を具体的に記入

--	--

## ③ 設備整備場所（設備資金の場合のみ記入）

--

## 3. 事業資金収支計画

支出	項目（設備名又は付随費用）	金額	詳細		
			千円		
		千円			
	合 計（＝総事業費）	千円			
資金調達	総事業費 (A+B+C+D) 千円	内 訳			
		自己資金(A) 千円	本制度借入金(B) 千円	その他借入金(C) 千円	補助金等(D)※ 千円
融資取扱金融機関名		銀行(その他) _____ 本店・支店(担当): _____			

※国、県、市その他団体等からの補助金等の受給が見込まれている場合は金額を記入してください。

## 【承認権者欄】

審査の結果、観光関連事業資金の対象となることを認めます。  
なお、本承認が融資の実行を保証するものではありません。

年 月 日

福井市 商工労政課 ⑨

【観光関連事業資金】

記入例

## 観光関連事業計画書

住 所	
商 号	
代 表 者	Ⓔ

### 1. 現状（課題、問題点等を記入）

当店は越前海岸沿いにある〇〇年から続く老舗の料理旅館です。近年の観光不況に伴い、宿泊数も減少しており、既存の越前海岸における観光や食の提供だけでは限界を感じています。そのため、今までの料理や宿泊サービスだけでなく、他のサービスを加えることで、顧客満足度を高める必要があります。

### 2. 観光産業促進計画

① 事業の概要、目的	② 事業による効果 ※見込まれる効果を具体的に記入
自ら捕った魚を自ら料理できる体験型施設を整備し、越前海岸の魅力を感じてもらおうとともに、差別化による顧客増を図ります。 ①漁業、船釣体験専用漁船等の導入 体験学習や、ファミリー向けのレジャー、会社のレクリエーション向けに網建て漁や海釣りを体験してもらうための漁船等を購入する。 ②磯バーベキュー施設の整備 体験を通して収穫した魚を味わってもらうためのバーベキュー設備を設置する。	・体験やバーベキューの大型団体客の誘導により1団体当たりの客数アップ（客単価も向上） ⇒1団体当たりの平均客数 3名→6名 ・子供の体験学習を主に想定しており、ファミリー層や自治会、学校の団体客など新たな顧客層を獲得 ⇒年間20団体増（120名） ・県外へのPRによる新規顧客の獲得 ⇒年間60団体増（360名）

### ③ 施設整備場所（設備資金の場合のみ記入）

福井市□□町□□-□□

### 3. 事業資金収支計画

支出	項 目（設備名又は付随費用）	金 額	詳 細
	漁船等購入費用	8,600 千円	船体、エンジン(8,100千円)、網等(500千円)
磯バーベキュー施設整備	3,400 千円	屋外設備(2,600千円)、炉2基(800千円)	
		千円	
		千円	
		千円	
		12,000 千円	
	合 計（=総事業費）	千円	

資金調達	内 訳				
	総事業費 (A+B+C+D)	自己資金(A)	本制度借入金(B)	その他借入金(C)	補助金等(D)※
	12,000 千円	2,000 千円	9,000 千円	千円	1,000 千円

融資取扱金融機関名 銀行(その他 ) 本店・支店(担当:

※国、県、市その他団体等からの補助金等の受給が見込まれている場合は金額を記入してください。

【承認権者欄】  
 審査の結果、観光関連事業資金  
 なお、本承認が融資の実行を保証  
 年 月 日

補助金の交付が見込んでいる場合は、必ず記入してください。  
 例のように、12,000千円の事業費において、1,000千円の見込んでいる場合、融資限度額は、事業費から補助金を差し引いて11,000千円となります。

【観光関連事業資金】

年 月 日

観光関連事業資金 事業報告書

住 所	
商 号	
代表者	印

(電話番号： )

1. 観光関連事業計画の概要（本資金の対象となった取組みの内容）							
2. 事業の成果（観光客の誘致や売上増大、販路拡大などにつながった点を具体的に）							
売上実績 (6か月間)	売上月	月	月	月	月	月	月
	今年 <small>(うち新事業)</small>	千円 ( 千円)					
	前年	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3. 今後の課題（目標、改善点など）							

- (注) 1 融資実行から概ね1年後に提出  
2 成果等がわかる資料があれば添付

受付番号：
申請日：

## 創業計画書

福井市  
 福井県信用保証協会

御中

年 月 日

創業支援資金（創業等関連保証・創業関連保証）の申込みにあたり、以下のとおり創業計画を提出します。

[申込人]

住 所

会社名

氏名または

代表者名

印

### 1. 事業概要

開業形態	個人事業・会社事業		商号(個人) 会社名(会社)	
開業(予定)住所	電話 ( )			
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	平成 西暦
業 種			資 本 金	[会社設立(予定)の場合] 円
許 可 等	(種類)		(根拠法)	
<small>[許可等取得が必要な場合]</small>		<small>許可・免許・登録・認証の別を記入</small>		<small>[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]</small>
従業員数	名	取扱品	仕入先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得				
<small>[会社設立予定の場合]</small> 出資者・出資額				
事業協力者の住所・氏名・勤務先				

### 2. 創業準備の着手状況 [下記の該当事項に○印を付けて下さい]

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。  
 ( )
- キ その他（具体的に記入して下さい） ( )

### 3. 必要な資金及び調達の方法

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など (内訳)	千円	自己資金	千円
			親戚・知人等からの借入 (内訳・返済方法)	千円
			金融機関からの借入 (内訳・返済方法)	千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など (内訳)	千円		
合計		千円	合計	千円

### 4. 収支計画 (今後1年間分)

支 出		収 入	
仕入高	千円	売上高	千円
外注工費	千円	工賃収入	千円
人件費	千円	雑収入	千円
	千円		千円
その他費用	千円		千円
利 益	千円		千円
計	千円	計	千円

## 5. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	

## 6. 借入金等状況 (※)

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください  
(経営者本人が負担している保証債務も含まれます)。

## 7. その他 (計画に関する補足説明がありましたらご記入してください。)

## 8.自己資金算定額

※創業前で、融資申請額が10,000千円を超える場合のみご記入ください。

(すでに創業している場合や、融資申請額が10,000千円以下の場合には記入不要です。)

※自己資金、借入金等の確認できる書類を添付してください。

自己 資 金 等	種 類	明 細			金 額
	普通預金				千円
	定期性預金				千円
	有価証券等				千円
	入居保証金等				千円
	設備充当等				千円
					千円
					千円
合 計					① 千円
借 入 金 等	借 入 先	資金使途	残 存 返済期間	年 間 返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全)
			ヶ月	千円	千円
			ヶ月	千円	千円
			ヶ月	千円	千円
			ヶ月	千円	千円
			ヶ月	千円	千円
			ヶ月	千円	千円
			ヶ月	千円	千円
合 計					② 千円
自己資金額 ( ① - ② ) =					③ 千円

## 創業計画書

福井市  
福井県信用保証協会 御中

〇〇年 4月 10日

〔申込人〕

創業支援資金（創業等関連保証・創業関連保証）の申込みにあたり、以下のとおり創業計画を提出します。

住 所 福井市大手3丁目10-1  
 会社名  
 氏名または代表者名 福井 太郎 印

**原則、  
法人の場合は「登記事項証明書」の設立日、  
個人の場合は「開業届出」(税務署提出)の開業日を記**

### 1. 事業概要

開業形態	<input checked="" type="radio"/> 個人事業 ・ 会社事業	商号(個人) 会社名(会社)	居酒屋〇〇
開業(予定)住所	福井市中央〇丁目×番△号 電話 0776 (〇〇) △△△△		
開業届出(個人) 設立登記(法人)	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成 〇〇年 6月 1日 西暦
業種	飲食業	資本金	[会社設立(予定)の場合] 円
許可等 <small>許可等取得が必要な場合</small>	(種類) 許可 <small>許可・免許・登録・認証の別を記入</small>	(根拠法)	食品衛生法 <small>[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]</small>
従業員数	1 名	取扱品 生鮮食品 酒類	仕入先 株〇〇食品、(有)××商店 □□酒店
開業動機・目的	長年の厨房勤務経験を生かし、独自の料理を提供したいと考えていたところ、 現勤務先の仕入業者から安く仕入ができることになり、事業の見通しが立ったため		
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得	調理師免許（平成〇年〇月取得）		
[会社設立予定の場合] 出資者・出資額			
事業協力者の住所・氏名・勤務先	福井市大手3丁目10番1号 福井 花子 〇〇株式会社		

### 2. 創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- エ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- オ 商品・原材料の仕入を行っている。
- カ 事業に必要な許認可を受けている。
- キ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください（〇〇年4月2日に福井健康福祉センターへ許可申請書提出、5月10日頃許可取得予定。））
- ク その他（具体的に記入して下さい）

### 3. 必要な資金及び調達の方法

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など (内訳) ・店舗改装工事 ・厨房設備器具一式 ・その他備品	600 千円 250 千円 150 千円	自己資金 ・〇〇銀行 〇〇支店	3,000 千円
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     設備についての詳細は、支払い済のもの・支払い予定のものいずれも記入下さい。見積書・賃貸契約書・受発注書等の確認資料(写しで可)を提出いただきます。                 </div>		親戚・知人等からの借入 (内訳・返済方法)	千円
			金融機関からの借入 (内訳・返済方法) ・〇〇銀行 〇〇支店 年利 1.2% 毎月返済額 50千円 借入期間 H〇〇.6~H△△.5	3,000 千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など (内訳) ・商品・材料の仕入資金 食材180千円、酒類120千円 ×2ヵ月分 ・人件費 (時給900円×8H×17日) ×2ヵ月分 ・光熱費 (2ヵ月分)	600 千円 250 千円 150 千円		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     創業後、3ヶ月間で必要な経費(運転資金)を記入してください。                 </div>			
合計		6,000 千円	合計	6,000 千円

### 4. 収支計画 (今後1年間分)

支 出		収 入	
仕 入 高	3,000 千円	売 上 高	10,000 千円
外 注 工 費	千円	工 賃 収 入	千円
人 件 費	1,200 千円	雑 収 入	千円
	千円		千円
その他費用	1,000 千円		千円
利 益	4,800 千円		千円
計	10,000 千円	計	10,000 千円

## 5. 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
一般顧客	年 10,000 千円	現金・カード	(株)〇〇食品	年 1,000 千円	振込
	年 千円		(有)××商店	年 500 千円	現金
	年 千円		□□酒店	年 1,000 千円	現金

## 6. 借入金等状況 (※)

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
〇〇金庫	住宅・土地	15,000 千円	240 ヶ月	750 千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください  
(経営者本人が負担している保証債務も含まれます)。

## 7. その他 (計画に関する補足説明がありましたらご記入してください)

仕事帰りの女性(20代~50代)をメインターゲットとして、次のことを行っていく。

- ・店舗は、女性が足を運びやすい雰囲気づくりを行う。
- ・ドリンクは、特にワインやカクテルのメニューを充実させる。
- ・メニューは、通常の居酒屋メニューに加え、季節限定のフードやスイーツを充実させる。

また、週替わりメニュー「今週のお得な1品」を提供し、リピート客の増加を図る。

## 8.自己資金算定額

※創業前で、融資申請額が10,000千円を超える場合のみご記入ください。

(すでに創業している場合や、融資申請額が10,000千円以下の場合は記入不要です。)

※自己資金、借入金等の確認できる書類を添付してください。

種 類	明 細				金 額
	普通預金	〇〇銀行××支店			
定期性預金	〇〇銀行××支店				1,000 千円
有価証券等					
入居保証金等					
設備充当等					
合 計					① 3,000 千円
借 入 先	資金使途	残 存 返済期間	年 間 返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全)	
〇〇銀行××支店	社用車購入	48 ヶ月	250 千円	500 千円	
合 計					② 500 千円
自 己 資 金 額 ( ① - ② ) =					③ 2,500 千円

自己資金額算定の際の添付書類については下記参照。

住宅ローン、設備資金等長期返済を前提としたもの(借入期間が2年以上)は、年間返済予定額の2年分が、借入金と

自己資金額の添付書類について ※【 】内の書類を添付してください。

### ①自己資金

ア 普通預金、定期預金等残高の証明ができるもの

【預金通帳、預入日、満期日が表示された証書等、預金残高の推移を確認することができるもの】

イ 有価証券

【取引通知、計算書、投資報告書等所有権の帰属を確認することができるもの】

ウ 敷金および入所保証金

【賃貸借契約書、預り証等の差入金額を確認することができるもの】

エ 融資申込前に導入した事業用設備(不動産を除く。)

【領収書等支出した金額を確認することができるもの】

オ 会社設立予定の場合、資本金又は出資金

【株式払込金保管証明書又は出資払込金保管証明書】

カ その他客観的に評価が可能な資産(不動産を除く。)

【当該金額が客観的に確認できる証明書類】

### ②借入金

【返済予定表又は借入金残高を証明することができるもの、並びに借入の始期、終期のわかるもの】

ア 住宅ローン、設備資金等長期返済を前提としたもの(借入期間が2年以上)は、年間返済予定額の2年分

イアに該当しないものは、当該借入金額

アドバイス予定日時
月 日 :

## 経営アドバイス申込書

年 月 日

福 井 市 長 様

住 所

（主たる事業所の所在地）

商 号

代表者の氏名

⑩

（TEL

）

経営アドバイスを受けたいので、下記のとおり申し込みます。

### 記

#### 1 特にアドバイスを受けたい事項

※経営安定借換資金を利用した場合は、融資実行から3か月後、創業支援資金を利用した場合は、融資実行から6か月後にアドバイスを1回実施します。その後は状況に応じて実施します。

#### 2 事業所所在地

別紙地図のとおり（住宅地図等を添付してください。）

# 福井市中小企業者等融資制度ご利用の皆様へのアンケート

福井市では今後の施策等に活用させていただくため、福井市制度融資をご利用の方にアンケートを行っています。

下記の質問について、当てはまるものを「回答番号」欄に記入してください。ご協力をお願いいたします。(融資の要件には関係ありません。)

事業内容		回答番号	回答
(1)	形態		1. 個人                      2. 法人
(2)	業種		1. 卸売・小売              2. 建設                      3. 製造 4. 宿泊・飲食              5. 不動産                      6. 医療・福祉 7. 専門・技術サービス    8. その他
(3)	従業員数		1. 0～5人                      2. 6～20人 3. 21～50人                      4. 50人以上
経営状況		回答番号	回答
(1)	業況は？（前年同期比）		1. 良くなっている      2. 変わらない      3. 悪くなっている
	上記質問で「3. 悪くなっている」と答えた場合、その理由（複数回答可）		1. 資金繰りの悪化      2. 競争の激化（大型店等） 3. 販売価格の低下      4. 市場全体の縮小 5. シェアの低下          6. 人件費の上昇 7. その他（                      ）
(2)	今後強化したいとお考えの分野はどこですか？（複数回答可）		1. 人材研修                      2. 営業力充実 3. 販路開拓                      4. 後継者への引継ぎ 5. AIの導入                      6. キャッシュレス導入 7. その他の設備導入（具体的に                      ） 8. その他（                      ）
福井市の施策		回答番号	回答
(1)	福井市では、創業に向けた補助金や設備導入の際の補助金などを展開してきましたが、それらの補助金を利用したことはありますか？		1. ある（補助金名                      ） 2. あるのは知っているが利用しなかった、できなかった 3. 利用したことがない
(2)	補助金以外で、福井市に求める支援制度がありましたらお聞かせください。		例：〇〇についてのセミナー、他企業とのマッチング等

～お知らせ～

福井市では、経営専門相談員を派遣し、財務管理の方法や良好な資金繰り等について出張でご相談を承ります。  
今後の経営でお聞きになりたいことがありましたら、商工振興課にお気軽にお電話ください。

## 福井市制度融資に係る条件変更申請書

年 月 日

福 井 市 長 あて

金融機関名 \_\_\_\_\_ ⑩

（担当者名： \_\_\_\_\_）

福井市制度融資に係る融資条件を変更したいので、福井市中小企業者等の融資に関する条例施行規則第15条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

### 記

1. 実行状況：いずれかに○を記入

融資実行前の変更

融資実行後の変更

2. 当初申請内容：全て記入

申 請 者	住 所		制 度 名			
	商 号		受 付 番 号			
	氏 名		受 付 日	年	月	日

3. 変更内容：該当箇所のみ記入

	当 初	変 更 後
住 所		
商 号		
氏 名		
申 請 額 (内訳)	千円 (運転 千円・設備 千円)	千円 (運転 千円・設備 千円)
資金使途		
融資期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
据置期間	箇月据置	箇月据置
金 利	%	%
毎月償還額※	円／月	円／月
(変更理由)		

※融資実行後に償還内容が変更になった場合は、変更前と変更後の返済予定表を添付してください。

## 福井市制度融資取下書

年 月 日

福 井 市 長 あて

金融機関名 \_\_\_\_\_ ⑩  
(担当者名: \_\_\_\_\_)

福井市中小企業者等の融資に関する条例施行規則第13条第2項の規定により、福井市制度融資の申請を取り下げします。

なお、本件については、下記申請者の同意を得ています。

記

### 1. 申請内容

申請者	住所		制度名	
	商号		受付番号	.....
	氏名		受付日	年 月 日

### 2. 取下げの理由

## 福井市融資状況表

福井市長様

融資取扱金融機関名

代表者氏名

印

（ 月分）融資状況を次のとおり報告いたします。

（件数：件、金額：千円）

		前月末の 未償還残高 累計 (A)	融資額		償還額		当月末の 未償還残高 累計 (※)
			当月中 (B)	当年度の 累計	当月中 (C)	うち完済分 (D)	
小規模企業者サポート資金	件数						0
	金額						0
SDGs推進サポート資金	件数						0
	金額						0
経営安定借換資金	件数						0
	金額						0
経営安定借換資金 (新型コロナ支援枠)	件数						0
	金額						0
効率アップ設備促進資金	件数						0
	金額						0
ものづくり開発支援資金	件数						0
	金額						0
企業立地促進資金	件数						0
	金額						0
観光関連事業資金	件数						0
	金額						0
創業支援資金（若者・女性 等）	件数						0
	金額						0

※ 件数＝「前月末の未償還残件数累計(A)」＋「融資件数(当月中)(B)」－「完済件数(D)」  
 金額＝「前月末の未償還残高累計(A)」＋「融資額(当月中)(B)」－「当月償還額(C)」



当月中に償還があったもののうち完済(倒産または廃業による完済を含む。)がされたものの内訳

制度名	受付番号	商号・氏名	協会付の有無 ○:有 ×:無	完済日	完済の区分 1 期限前完済 2 期日完済 3 期限後完済	期限前完済の理由

当月中の延滞者の内訳(初回のみ)

制度名	受付番号	商号・氏名	協会付の有無 ○:有 ×:無	発生日	区分 1 倒産 2 廃業 3 延滞	融資残高(千円)	理由